

公立大学法人滋賀県立大学におけるバイアウト制度の実施に関する取扱規程

令和 8 年 8 月 4 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 183 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の一部を代行するための経費を支出することにより、研究者が研究に従事する時間を確保できるようにするため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費：資金配分機関が実施する公募等により競争的に獲得される研究費をいう。
- (2) 資金配分機関：各省庁、研究資金の配分を行う独立行政法人およびその他の競争的研究費制度を実施する機関をいう。
- (3) バイアウト制度：競争的研究費の直接経費を財源として、研究以外の業務の一部を代行させるための経費の支出を可能とする制度（以下「本制度」という。）をいう。
- (4) 研究代表者等：競争的研究費を獲得した研究代表者または研究分担者をいう。

(対象事業)

第 3 条 競争的研究費のうち、資金配分機関が本制度を認めているものを対象とし、具体的な対象事業は別途定める。

(対象者)

第 4 条 本制度を利用できる者は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則に第 2 条第 1 項に規定する本学特任職員、または公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開校準備特定有期職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する高等専門学校開校準備特定有期職員とする。

(対象業務)

第 5 条 本制度の対象となる業務は、研究活動を除く業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育活動およびこれに付随する事務に関する業務
- (2) 社会貢献活動およびこれに付随する事務に関する業務
- (3) その他理事長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の具体的な範囲は、本学の教育活動、研究活動および社会貢献活動等に支障を及ぼさない範囲において、別に定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、法令、本学の規程等により当該教員本人が行うことを要する業務は、本制度の対象としない。

(申請)

- 第6条 本制度の適用を受けようとする研究代表者等は、所属する学部または専任教員が配置される教育研究組織（以下「部局」という。）において、学部にあつては教授会、それ以外の教育研究組織にあつては当該組織の運営を審議する会議の審査を経た上で、所定の申請書により理事長に申請するものとする。
- 2 ただし、前項の審査を省略することができる申請については、別に定める。

(承認)

- 第7条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、本制度の利用を承認する。
- 2 理事長は、前項の承認をしたときは、部局の長を経由して研究代表者等に通知するものとする。

(承認の取消し)

- 第8条 理事長は、研究代表者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本制度の利用の承認を取り消すことができる。
- (1) 申請内容に虚偽があつたとき
 - (2) 資金配分機関の定める条件または本規程に違反したとき
 - (3) 本制度により確保した研究時間を当該競争的研究費による研究課題の遂行以外の目的に使用したとき
 - (4) その他本制度の適正な実施に支障があると理事長が認めるとき

(実施報告)

- 第9条 研究代表者等は、各年度末までに、本制度の活用実績その他理事長が必要と認める事項を所定の実施報告書により報告するものとする。

(業務の制限)

- 第10条 本制度により確保した研究時間は、当該競争的研究費による研究課題の遂行に充てるものとし、その他の業務に使用してはならない。
- 2 研究代表者等は、本制度の利用により確保した研究時間およびその活用状況を適切に管理しなければならない。

(上限金額および経費の算定方法)

- 第11条 経費の上限額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。
- (1) 競争的研究費の資金配分機関が定める額
 - (2) 競争的研究費の各年度の直接経費の額に基づき理事長が定める額
- 2 本制度にかかる経費は、本学の規定等に基づき算定する。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、理事長が別

に定める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。